

許可番号 00821038805

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都墨田区両国四丁目38番16号

氏名 黒田興業 株式会社

代表取締役 黒田 知憲

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ **第14条第6項** の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和 4 年 8 月 24 日

許可の有効年月日 令和 9 年 4 月 23 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分

破碎：廃プラスチック類(*3)(*5)、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)
以上3種類

（※）記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成 9 年 4 月 24 日	新規許可	平成 25 年 6 月 14 日	変更届（代表者の変更）
平成 14 年 4 月 24 日	更新許可	平成 29 年 6 月 30 日	更新許可
平成 14 年 7 月 31 日	変更届（住所の変更）	平成 30 年 12 月 19 日	変更届（代表者の変更）
平成 19 年 4 月 24 日	更新許可	令和 4 年 8 月 24 日	更新許可
平成 24 年 6 月 18 日	更新許可		以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県那珂市向山字笠松 1 2 2 5 - 2

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	240 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5)、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5) 以上 3 種類	平成 9 年 3 月 31 日 平成 9 年 2 月 18 日 1-1-0021

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く

廃規指令第836号

東京都墨田区両国四丁目38番16号

黒田興業 株式会社

令和4年3月23日付けで申請のあった産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により許可する。

令和4年8月24日

茨城県知事 大井川 和彦



許可の条件
特になし。

（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。